

第30回 定時株主総会 招集ご通知



日時

2022年6月28日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）



場所

東京都千代田区九段北一丁目8番10号
住友不動産九段ビル
ベルサール九段 3F ホール

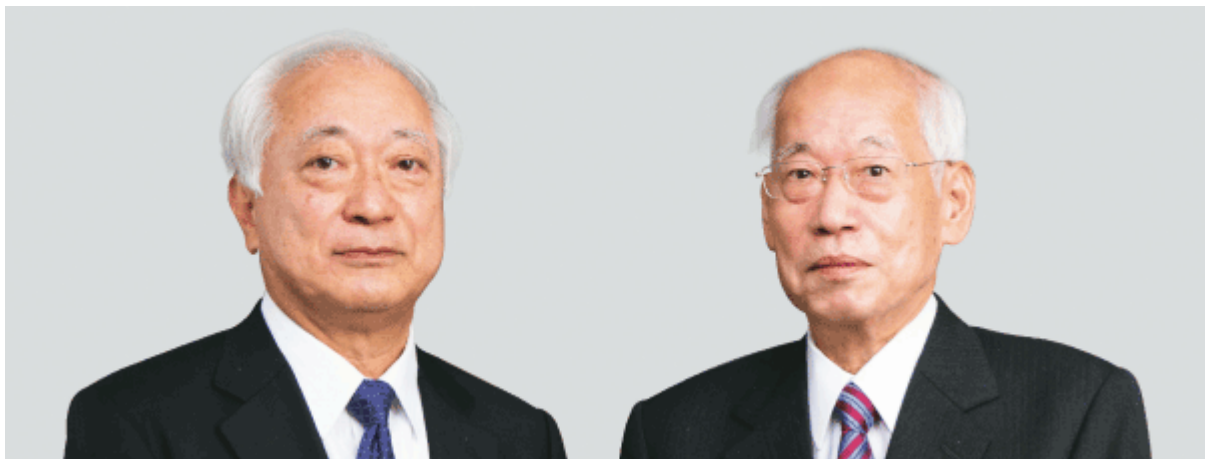
目次

招集ご通知	2
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役14名選任の件	
第4号議案 株式報酬型ストックオプション (新株予約権)の内容変更の件	
事業報告	21
監査報告書	58

「新型コロナウイルスに関するお知らせ」
新型コロナウイルス感染症の拡大防止と株主様の感染リスクの観点から、書面またはインターネットにより事前に議決権をご行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただいた方への手土産のご提供を控えさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株主の皆さまへ



代表取締役社長 勝 栄二郎

代表取締役会長 鈴木 幸一

株主の皆さまにおかれましては、平素より格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

3カ年中期計画の初年度である2021年度は、日本企業のデジタル化がようやく緒に就いたなか、法人月額サービス売上の伸長によるスケールメリットで利益水準が大幅に向上し、中期計画を好調にスタートすることが出来ました。当期の連結営業利益率は10.4%と当初想定を大きく上回り、このような進展より、中期計画最終年である2023年度の営業利益率目標を当初の「9%超」から「11.5%」に上方修正いたしました。2021年度の配当につきましては、中間配当を期初公表値から増配し、期末配当を利益進展のなか更に増配し、配当総額は前年度比61.3%増の1株当たり年48円とする予定です。

当社は今年の12月で創業30周年を迎えます。日本初の本格的インターネット接続事業者として1992年に創業して以来、日本のインターネットインフラストラクチャーを創り上げ、付加価値と信頼性の高いインターネット関連サービスを開発し提供して参りました。次の30年に向けても、日本のインターネット技術のイニシアティブを取り続け、生活インフラの一部に組み込まれている企業や官公庁のネットワークやシステム基盤を支え続けることで、サステナブルなネットワーク社会の実現に貢献して参りたいと考えております。

今後とも引き続きご愛顧とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

証券コード 3774
2022年6月8日

株 主 各 位

東京都千代田区富士見二丁目10番2号
株式会社インターネットイニシアティブ
代表取締役 勝 栄 二 郎

第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、議決権行使サイトにアクセスしインターネットによりご行使いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 開催日時 2022年6月28日（火曜日）午前10時00分（受付開始時刻 午前9時）
2. 開催場所 東京都千代田区九段北一丁目8番10号
住友不動産九段ビル ベルサール九段 3Fホール
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第30期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第30期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項

第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役14名選任の件
第4号議案	株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の内容変更の件

以上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。また、議事資料として本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。
 - 第30回定時株主総会招集ご通知添付書類のうち、「会社の体制及び方針」、「連結持分変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ij.ad.jp/ir/library/meeting/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - 会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、第30回定時株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載しております連結持分変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表になります。
 - 株主様へのお知らせ方法
株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送又は当社ウェブサイト（<https://www.ij.ad.jp/ir/library/meeting/>）において、掲載することによりお知らせいたします。

【新型コロナウイルス感染予防および株主様へのお願いについて】

- 株主総会当日までの感染状況等により、本株主総会の対応を変更する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ijj.ad.jp/ir/library/meeting/>) より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。
- 株主総会の運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- 発熱又は体調不良と見受けられる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方には、スタッフが体調確認や検温などを実施させていただき入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- 会場受付付近に、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
- ご出席の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- 本株主総会にご出席いただいた株主様への手土産の提供は控えさせていただきます。

議決権行使についてのご案内

書面郵送またはインターネットで議決権を行使される場合

書面郵送



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限 **2022年6月27日(月曜日)午後5時30分到着分まで**

インターネット



次頁の「インターネットによる議決権行使について」をご参照の上、賛否をご入力ください。

行使期限 **2022年6月27日(月曜日)午後5時30分まで**

株主総会にご出席される場合

株主総会ご出席



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

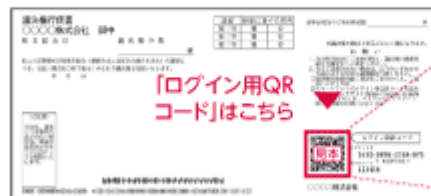
なお、株主ではない代理人及び同伴の方等、議決権を行使できる株主以外の方はご入場いただくことができませんので、ご注意ください。

株主総会開催日時 **2022年6月28日(火曜日)午前10時**

インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォン等から当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



議決権行使書副票(右側)



スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

2回目以降のログインの際は下記のご案内に従ってログインしてください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイトのご利用方法

① 議決権行使サイトにアクセスする



② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



③ 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方を入力



以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、株主総会前日の午後5時30分まで受付いたします。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ(ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部

☎.0120-173-027 (通話料無料)

受付時間：午前9時から午後9時まで

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務体質の強化及び中長期的な事業拡大並びに事業投資等のための内部留保に配慮しつつ、継続的かつ安定的な配当による株主還元を努めてまいります。

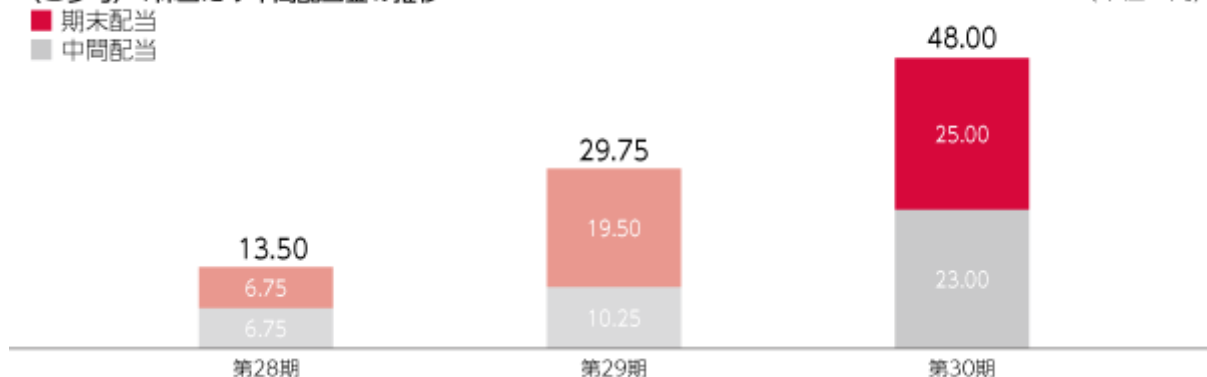
当期の期末配当につきましては、上記の方針に基づき、当期の利益水準に鑑み、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、本議案が原案どおりに承認可決された場合、当社は2021年12月に1株当たり23.0円の間配当を実施しておりますので、当期の年間配当金は1株当たり48.0円となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金25円00銭 総額2,257,828,325円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月29日

(ご参考) 1株当たり年間配当金の推移

(単位：円)



※2021年1月1日付で、普通株式1株を2株とする株式分割を実施しており、第28期の中間配当・期末配当及び第29期の中間配当につきましては、当該株式分割考慮後の1株当たりの配当金を記載しております。

第2号議案

定款一部変更の件

以下の要領により、現行定款の一部を改めることにつきご承認をお願いするものです。

1.提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものです。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2.変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)

現行定款	変更案
(新設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新設)	<p>(附則)</p> <p>変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案

取締役14名選任の件

取締役12名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役11名の重任と、新たに取締役3名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は、次のとおりです。なお、取締役候補者 塚本隆史、佃和夫、岩間陽一郎、岡本厚及び鶴巢香穂利の5氏は、社外取締役候補者です。

候補者番号	氏名	現在の地位・担当	取締役会出席状況(回)
1	鈴木 幸一 再任	代表取締役会長兼Co-CEO	12/12
2	勝 栄二郎 再任	代表取締役社長兼Co-CEO & COO	11/12
3	村林 聡 再任	取締役副社長	10/10
4	谷脇 康彦 新任	顧問	—
5	北村 公一 再任	専務取締役 ビジネスユニット長	10/10
6	渡井 昭久 再任	専務取締役CFO 財務本部長	12/12
7	川島 忠司 再任	常務取締役 ビジネスユニット長補佐 中日本事業部長	12/12
8	島上 純一 再任	常務取締役CTO テクノロジーユニット長	12/12
9	米山 直志 再任	常務取締役CIO 経営企画本部長	12/12
10	塚本 隆史 再任 社外 独立	社外取締役	11/12
11	佃 和夫 再任 社外 独立	社外取締役	12/12
12	岩間 陽一郎 再任 社外 独立	社外取締役	10/10
13	岡本 厚 新任 社外 独立	—	—
14	鶴巢 香穂利 新任 社外 独立	—	—

(ご参考) スキルマトリックス

	独立役員	スキル項目						
		経営 トップ	IT知見	営業	テクノロジー ・R&D	グローバル	財務・ 会計	ガバナンス
鈴木 幸一		○	○		○	○		○
勝 栄二郎		○	○			○		○
村林 聡		○	○		○			○
谷脇 康彦			○		○	○		○
北村 公一			○	○		○		
渡井 昭久			○			○	○	○
川島 忠司		○	○	○				
島上 純一			○		○			
米山 直志			○		○			○
塚本 隆史	●	○				○	○	○
佃 和夫	●	○			○	○		○
岩間 陽一郎	●	○				○	○	○
岡本 厚	●	○				○		○
鶴巢 香穂利	●		○		○			○

「スキル項目の定義」

スキル項目	要件
経営トップ	経営トップとしての企業経営経験
IT知見	IT業界における事業経験
営業	営業部門におけるマネジメント経験
テクノロジー・R&D	技術部門におけるマネジメント経験、新技術・サービス等の開発実績
グローバル	海外事業におけるマネジメント経験、海外勤務経験
財務・会計	財務・会計部門における専門性・経験
ガバナンス	コーポレート部門長経験、独立役員等の経験

候補者
番号

1

再任

すず き こう いち
鈴木 幸一

(1946年9月3日生)



■ 所有する当社の株式数
3,691,322株

略歴、地位及び担当

1992年12月 設立に伴い当社取締役
1994年4月 当社代表取締役社長兼CEO
2013年6月 同代表取締役会長兼CEO
2021年4月 同代表取締役会長兼Co-CEO (現任)

■重要な兼職の状況

(株)IJエンジニアリング 代表取締役会長
IJ America Inc. Chairman of the Board
インターネットマルチフィード(株) 代表取締役社長
JOCDN(株) 代表取締役会長

■取締役候補者とした理由

同氏は、代表取締役会長兼Co-CEOとしての職責を担っており、当社創業以来経営に携わってきたことによる豊富な経験とリーダーシップ、IT業界に関する幅広い見識を備えております。それらに基づき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしております。その能力及び豊富な業務経験を、今後も当社の経営に活用するため引き続き取締役候補者とするものです。

候補者
番号

2

再任

かつ えい じ ろう
勝 栄二郎

(1950年6月19日生)



■ 所有する当社の株式数
93,248株

略歴、地位及び担当

1975年4月 大蔵省入省
2007年7月 財務省理財局長
2008年7月 大臣官房長
2009年7月 主計局長
2010年7月 財務事務次官
2012年8月 財務省退官
2012年11月 当社特別顧問
2013年6月 同代表取締役社長兼COO
2021年4月 同代表取締役社長兼Co-CEO & COO (現任)

■取締役候補者とした理由

同氏は、代表取締役社長兼Co-CEO & COOとしての職責を担っており、長年にわたる代表取締役社長としての豊富な経験と行政官として培った幅広い見識を備えております。それらに基づき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしております。その能力及び豊富な業務経験を、今後も当社の経営に活用するため引き続き取締役候補者とするものです。

候補者
番号

3

むら ばやし さとし
村林 聡
(1958年11月8日生)

再任



■ 所有する当社の株式数
0株

略歴、地位及び担当

1981年4月 (株)三和銀行(現、(株)三菱UFJ銀行) 入行
2007年6月 (株)三菱東京UFJ銀行(現、(株)三菱UFJ銀行) 執行役員
2013年6月 同常務取締役
2015年5月 同専務取締役
2015年6月 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役専務
2017年6月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)代表取締役社長
2021年6月 当社取締役副社長(現任)
2022年4月 (株)ディーカレットホールディングス 代表取締役社長(現任)

■ 重要な兼職の状況

(株)ディーカレットホールディングス 代表取締役社長

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、(株)三菱UFJ銀行CIOや三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)代表取締役社長などの要職を歴任しております。システムに関する幅広い見識と人脈に基づき、当社において事業開発や営業活動を含む取締役副社長としての職責を担っており、また重要な持分法適用関連会社である(株)ディーカレットホールディングスの代表取締役社長を兼務しており、引き続き取締役候補者とするものです。

候補者
番号

4

たに わき やす ひこ
谷脇 康彦
(1960年9月11日生)

新任



■ 所有する当社の株式数
0株

略歴、地位及び担当

1984年4月 郵政省(現、総務省) 入省
2013年6月 内閣審議官・内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)副センター長
2016年6月 情報通信国際戦略局長
2017年7月 政策統括官(情報セキュリティ担当)
2018年7月 総合通信基盤局長
2019年12月 総務審議官(郵政・通信)
2021年3月 総務省退官
2022年1月 当社顧問(現任)

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、総務省の通信行政等にて長年にわたり活躍し、電気通信事業や情報セキュリティに関する豊富な経験と幅広い見識を有しています。それらを当社の経営に活用するため新たに取締役候補者とするものです。同氏が取締役就任した場合、取締役副社長に選定する予定です。

候補者
番号

5

きた むら こう いち
北村 公一

(1954年5月12日生)

再任



■ 所有する当社の株式数
2,773株

略歴、地位及び担当

1978年4月 新日本製鐵(株)(現、日本製鉄(株))入社
2004年6月 新日鉄ソリューションズ(株)取締役
2009年4月 同常務取締役
2012年4月 同専務取締役
2016年6月 同取締役副社長執行役員
2020年4月 当社専務執行役員 ビジネスユニット長補佐
2021年4月 同専務執行役員 ビジネスユニット長
2021年6月 同専務取締役 ビジネスユニット長(現任)

■取締役候補者とした理由

同氏は、当社と同業種の事業者において要職を歴任しています。当社においてビジネスユニット長としての職責を担っており、営業及びシステムに関する豊富な経験と幅広い見識を有しています。それらに基づき、営業戦略の立案及び遂行の監督等に十分な役割を發揮しており、引き続き取締役候補者とするものです。

候補者
番号

6

わた い あき ひさ
渡井 昭久

(1965年9月30日生)

再任



■ 所有する当社の株式数
31,445株

略歴、地位及び担当

1989年4月 (株)住友銀行(現、(株)三井住友銀行) 入行
1996年8月 当社出向
2000年2月 同入社
2004年6月 同取締役CFO
2010年4月 同常務取締役CFO
2015年4月 同財務本部長(現任)
2021年4月 同専務取締役CFO(現任)

■取締役候補者とした理由

同氏は、CFO兼財務本部長としての職責を担っており、財務分野に関する豊富な経験と幅広い見識を有しています。また、長年にわたり当社の取締役を務めており、経営の諸事項に精通しております。それらに基づき、財務戦略の立案及び遂行並びにコーポレートガバナンス強化の監督等に十分な役割を果たしており、引き続き取締役候補者とするものです。

候補者
番号

7

かわしま ただし
川島 忠司

(1963年2月27日生)



■ 所有する当社の株式数
9,221株

再任

略歴、地位及び担当

- 1987年4月 日本電信電話(株)入社
- 1988年7月 エヌ・ティ・ティ・データ通信(株) (現、(株)エヌ・ティ・ティ・データ) 入社
- 2011年6月 同第一公共システム事業本部第二公共ビジネスユニット長
- 2013年6月 同パブリック&フィナンシャル事業推進部シニア・スペシャリスト
(株)エヌ・ティ・ティ・データ東海代表取締役社長
- 2015年6月 当社常務取締役 (現任)
- 2016年4月 同ビジネスユニット長補佐 (現任)
- 2021年4月 同中日本事業部長 (現任)

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、ビジネスユニット長補佐兼中日本事業部長としての職責を担っており、営業に関する豊富な経験と幅広い見識を有しています。それらに基づき、営業戦略の立案及び遂行の監督等に十分な役割を發揮しており、引き続き取締役候補者とするものです。

候補者
番号

8

しまがみ じゅんいち
島上 純一

(1967年4月17日生)



■ 所有する当社の株式数
23,736株

再任

略歴、地位及び担当

- 1990年4月 (株)野村総合研究所入社
- 1996年9月 当社入社
- 2007年6月 同取締役
- 2010年4月 同常務執行役員
- 2015年4月 同専務執行役員 CTOネットワーク本部長
- 2015年6月 同取締役CTO
- 2016年4月 同テクノロジーユニット長 (現任)
- 2020年6月 同常務取締役CTO (現任)

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、CTO兼テクノロジーユニット長としての職責を担っており、ネットワーク技術やセキュリティ分野に関する卓越した知見と豊富な経験を有しています。それらに基づき、技術戦略の立案及び遂行の監督等に十分な役割を發揮しており、引き続き取締役候補者とするものです。

候補者
番号

9

よね やま なお し
米山 直志

(1965年11月25日生)



■ 所有する当社の株式数
43,755株

再任

候補者
番号

10

つか もと たか し
塚本 隆史

(1950年8月2日生)



■ 所有する当社の株式数
4,700株

再任

社外

独立役員

略歴、地位及び担当

1990年4月 (株)住友銀行(現、(株)三井住友銀行) 入行
1998年10月 当社入社
2012年4月 同執行役員 技術統括本部長
2015年4月 同常務執行役員 テクノロジーユニット長、経営企画部長
2018年4月 同専務執行役員 経営企画本部長
2019年6月 同取締役CIO 経営企画本部長
2021年4月 同常務取締役CIO 経営企画本部長(現任)

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、技術部門責任者を経て経営企画本部長としての職責を担っており、経営企画を含む企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しています。それらに基づき、経営戦略等の立案及び遂行の監督等に十分な役割を發揮しており、引き続き取締役候補者とするものです。

略歴、地位及び担当

1974年4月 (株)第一勧業銀行(現、(株)みずほ銀行) 入行
2004年4月 (株)みずほコーポレート銀行常務執行役員欧州地域統括役員
2009年4月 (株)みずほフィナンシャルグループ取締役社長
2011年6月 (株)みずほ銀行取締役頭取
(株)みずほフィナンシャルグループ取締役会長
2013年7月 (株)みずほ銀行取締役会長
2014年4月 みずほフィナンシャルグループ常任顧問
2017年4月 同名誉顧問(現任)
2017年6月 当社取締役(現任)

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、(株)みずほ銀行 取締役頭取及び取締役会長を歴任し、グローバルビジネス、財務・会計、ガバナンス等に関する幅広い知識及び高度な知見等を有しております。同氏は、2017年6月より当社社外取締役に就任し、当社の経営への有益な提言や監視を行っており、引き続き社外取締役候補者とするものです。

候補者
番号

11

再任

社外

独立役員

つくだ かず お
佃 和夫
(1943年9月1日生)

■ 所有する当社の株式数
400株

略歴、地位及び担当

1968年4月 三菱重工業(株)入社
1999年6月 同取締役
2002年4月 同常務取締役
2003年6月 同代表取締役社長
2008年4月 同代表取締役会長
2013年4月 同取締役 相談役
2019年6月 同特別顧問
2020年6月 当社取締役 (現任)
2021年6月 三菱重工業(株)名誉顧問 (現任)

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、三菱重工業(株) 代表取締役社長及び代表取締役会長を歴任し、テクノロジー・R&D、グローバルビジネス、ガバナンス等に関する幅広い知識及び高度な知見等を有しております。同氏は、2020年6月より当社社外取締役に就任し、当社の経営への有益な提言や監視を行っており、引き続き社外取締役候補者とするものです。

候補者
番号

12

再任

社外

独立役員

いわ ま よう いち ろう
岩間陽一郎
(1943年9月15日生)

■ 所有する当社の株式数
0株

略歴、地位及び担当

1967年4月 東京海上火災保険(株) (現、東京海上日動火災保険(株)) 入社
1996年6月 同取締役
2005年4月 同専務取締役
2005年6月 東京海上アセットマネジメント投信(株) (現、東京海上アセットマネジメント(株)) 代表取締役社長
2010年6月 (社)日本証券投資顧問業協会 (現、(一社)日本投資顧問業協会) 会長
2018年5月 日興アセットマネジメント(株) 社外取締役兼取締役会議長 (現任)
2021年6月 当社取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

日興アセットマネジメント(株) 社外取締役兼取締役会議長

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、東京海上アセットマネジメント(株) 代表取締役社長やスチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議のメンバー等を歴任し、グローバルビジネス、財務・会計、ガバナンス等に関する幅広い知識及び高度な知見等を有しております。同氏は、2021年6月より当社社外取締役に就任し、当社の経営への有益な提言や監視を行っており、引き続き社外取締役候補者とするものです。

候補者
番号

13

おかもと
岡本 あつし
厚
(1954年3月26日生)



■ 所有する当社の株式数
0株

新任

社外

独立役員

略歴、地位及び担当

1974年4月 (株)岩波書店 入社
2008年4月 同編集局部長
2010年6月 同取締役
2013年6月 同代表取締役社長

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、(株)岩波書店 代表取締役社長等を歴任し、グローバルビジネス、ガバナンス等に関する幅広い知識及び高度な知見等を有しております。当社の経営全般に対する独立した多様な立場からの提言や監督を強化していく観点にて、新たに社外取締役候補者とするものです。

候補者
番号

14

とうの す か お り
嶋 **香穂利**
(1961年12月24日生)



■ 所有する当社の株式数
0株

新任

社外

独立役員

略歴、地位及び担当

1985年4月 (株)富士銀行(現、(株)みずほ銀行) 入行
2001年6月 監査法人トーマツ(現、有限責任監査法人トーマツ) 入所
2006年6月 同パートナー
2015年11月 デロイトトーマツ(同) ボードメンバー
2018年6月 有限責任監査法人トーマツ ボードメンバー

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、有限責任監査法人トーマツ ボードメンバーを歴任し、ITビジネス、テクノロジー・R&D、ガバナンス等に関する幅広い知識及び高度な知見等を有しております。当社の経営全般に対する独立した多様な立場からの提言や監督を強化していく観点にて、新たに社外取締役候補者とするものです。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者塚本隆史氏、佃和夫氏及び岩間陽一郎氏とは、当社との間で、当社定款に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円又は会社法第427条第1項に定める最低責任限度額のいずれが高い額を限度として損害賠償責任を負う旨の責任限定契約（会社法第427条第1項）を締結しております。同契約は3氏の社外取締役の任期の満了に伴って終了いたしますので、社外取締役就任後、同内容の責任限定契約を新たに締結する予定です。また、岡本厚氏及び嶋巢香穂利氏が社外取締役に就任した場合、同内容の責任限定契約を新たに締結する予定です。
3. 当社は取締役候補者塚本隆史氏、佃和夫氏及び岩間陽一郎氏を(株)東京証券取引所が確保を義務付ける独立役員として同取引所に対し届け出ており、3氏が取締役に就任した場合、引き続き独立役員とする予定です。また、岡本厚氏及び嶋巢香穂利氏が社外取締役に就任した場合、新たに独立役員として届け出る予定です。
4. 各候補者（新任の候補者である谷脇康彦氏、岡本厚氏及び嶋巢香穂利氏を除く。）は、現在、当社の取締役であり、当社は、これらの候補者が被保険者に含まれる役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して、被保険者に対する損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することになる損害賠償金や争訟費用などの損害を当該保険契約により填補することとされています。但し、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因して生じた損害は補填されないなど一定の免責事由を定めることや、補填金額の上限額を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。また、保険料総額は当社が90%相当額を負担し、残額を各被保険者がその職位に応じて最大1.5%の範囲内で負担しております。本議案が原案どおりに承認された場合、新任候補者を含む全ての候補者が、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、各候補者の任期途中でその期間が満了することになりますが、当社は、同様の内容で当該保険契約を更新することを予定しております。
5. 取締役候補者の当社の子会社及び関連会社を除く他社におけるの社外役員の兼務状況は以下の通りです。
- ・ 勝 栄二郎 社外監査役：(株)読売新聞東京本社監査役（本年6月退任予定）
社外取締役：日本テレビホールディングス(株)及び日本テレビ放送網(株)（本年6月就任予定）
ANAホールディングス(株)
 - ・ 塚本 隆史 社外取締役：朝日生命保険(相)、イオン(株)、古河電気工業(株)
 - ・ 佃 和夫 社外取締役：(株)三菱総合研究所、(株)山口フィナンシャルグループ、ファナック(株)
 - ・ 岩間陽一郎 社外取締役：日興アセットマネジメント(株)
 - ・ 岡本 厚 社外取締役：(株)ネットアドバンス
 - ・ 嶋巢香穂利 社外取締役：(株)かんぽ生命保険（本年6月就任予定）

第4号議案

株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の内容変更の件

2011年6月28日開催の第19回定時株主総会においてご承認いただいた当社取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションの内容の一部を変更する旨をご承認いただきたいと存じます。

上記株主総会において、株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の内容として、（1）「新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする」、（2）「各事業年度に係る定時株主総会日の翌日以降1年間に発行する新株予約権の上限は600個とする」と決めました。

上記（1）について、その後の株式分割により、現在は、新株予約権1個あたりの目的である株式の数は400株としております。2011年当時からの当社普通株式の株価水準の変化及びこれまでの株式分割の複数回の実行との経緯を鑑み、ここで改めて、新株予約権1個あたりの目的である株式の数を1株と改定し、それに併せて、新株予約権の総数を400倍となるよう変更を行いたいものであります。前述のとおり、本件は、新株予約権の個数とその目的である株式の数の換算の変更であり、株式報酬型ストックオプションの規模としての実質の上限に変更はございません。

また、株式報酬型ストックオプションについては、引き続き、取締役の報酬限度額である年額6億円の範囲内で、当社取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除く。）に対し新株予約権を発行するものといたします。また、現在の取締役は12名（うち社外取締役4名）であります。第3号議案が原案どおり承認可決されますと14名（うち社外取締役5名）となります。

変更の内容は、以下のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行の新株予約権の内容	変更後の新株予約権の内容
<p>(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数</p> <p>新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は400株とする。</p> <p>なお、本議案の決議日後、当社が株式の分割、株式無償割当て又は株式の併合を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で調整することができる。</p>	<p>(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数</p> <p>新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。</p> <p>なお、本議案の決議日後、当社が株式の分割、株式無償割当て又は株式の併合を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で調整することができる。</p>
<p>(2) 新株予約権の総数</p> <p>各事業年度に係る定時株主総会日の翌日以降1年間に発行する新株予約権の上限は600個とする。</p>	<p>(2) 新株予約権の総数</p> <p>各事業年度に係る定時株主総会日の翌日以降1年間に発行する新株予約権の上限は240,000個とする。</p>

(ご参考) 上記変更適用後の新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。

なお、本議案の決議日後、当社が株式の分割、株式無償割当て又は株式の併合を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で調整することができる。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会日の翌日以降1年間に発行する新株予約権の上限は240,000個とする。

(3) 新株予約権の払込金額

各新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日における当社株式の株価等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定した新株予約権1個あたりの公正価額として、取締役会において決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内で、当社取締役会が定める期間とする。

(6) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間(ただし、死亡により当社の取締役又は執行役員の地位を喪失した場合を除く。)に限り、新株予約権を行使することができる。

②新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の有していた新株予約権の相続人は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるところにより、新株予約権を行使することができる。

③その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(8) その他の新株予約権の内容

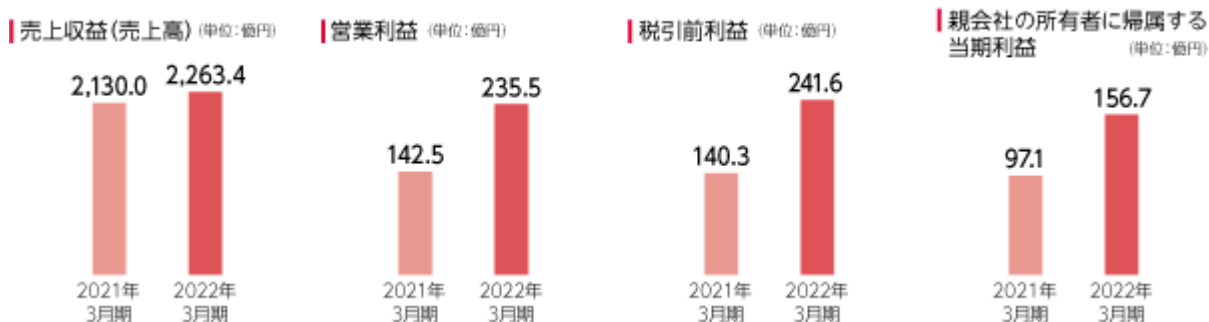
新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上

(添付書類)

第 30 期 事 業 報 告

連結業績ハイライト



1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の景気は、緩やかな回復基調が継続しているものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、個人消費等の一部に弱さが見られました。先行きにつきましては、経済社会活動が正常化に向かう中、各種政策の効果や海外経済の改善にて、緩やかな回復が期待されるものの、感染症の拡大、為替や資本市場の変動及び原材料価格の上昇等による影響を注視する必要があります。

そのような景気動向の中、当社グループが主にかかわる法人ICT(*1)関連市場では、企業及び官公庁のITサービスの利用拡大を背景としたインターネットトラフィック(*2)の継続増加、インターネット上の脅威に対抗するセキュリティ関連サービスの重要性の高まり、クラウドコンピューティング(*3)関連サービスの順次普及、それらサービスを総合的に利用するIoT(*4)の実用化の進展等により、今後も信頼性の高いネットワークシステムへの需要増加が継続していくものと想定しております。

このような市場環境の中、当連結会計年度におきましては、月額計上されるネットワークサービス（除くモバイル関連サービス(*5)）の売上高が前年同期比10.3%増となり、これらの粗利増加の牽引により、営業利益は前年同期比65.3%増の23,547百万円と、期初の想定及び第2四半期決算時の修正公表値を上回り大幅に伸長いたしました。当連結会計年度は、2021年5月12日公表の3カ年中期計画の初年度にあたりますが、営業利益率は10.4%と想定を超過し、今般、中期計画における2023年度の営業利益率目標値を修正公表値の10%超（当初公表値9%超）から11.5%へ修正いたしました。ネットワークサービス分野では、IPサービスにおいて、主として既存顧客の契約広帯域化により、売上が期初から堅調に伸長いたしました。モバイル関連サービスでは、個人向けモバイルサービスの「ギガプラン(*6)」提供開始等による調達コスト低下に応じた平均販売単価低下による減収影響があったものの、個人向け契約回線数は四半期毎の純増基調が継続いたしました。法人向けIoT関連モバイルサービスでは、継続した案件需要と既存案件の回線数増加等も

文中に(*)を付した用語については、52頁に記載の用語解説をご参照下さい。

あり、売上高及び契約回線数は各々前年同期比31.4%増及び23.7%増と伸長いたしました。アウトソーシングサービスにおきましては、セキュリティ関連サービスにて、自社開発セキュリティサービス群の機能強化とラインナップ拡充及び「IIJ C-SOCサービス(*7)」の案件積み上げ等により、売上高の高増収が継続いたしました。WANサービスにおきましては、売上高は堅調に推移いたしました。システムインテグレーションでは、ネットワーク構築案件が活況で、システム構築の売上高及び受注額は各々前年同期比11.4%増及び18.6%増と順調に伸長いたしました。システム運用保守売上高は、継続したシステム運用保守案件の積み上げに加え、マルチクラウド(*8)需要の高まり等によるクラウドコンピューティング関連サービス売上高の増加もあり、前年同期比16.4%増となりました。また、企業の社内システムのフルクラウド化需要に対応すべく、新サービス「IIJ GIOインフラストラクチャーP2 Gen.2(*9)」を開発し提供を開始いたしました。設備面では、法人向けネットワークサービスの需要増加に応じた自社設備収容スペースの拡張とコロケーション需要に対応すべく、白井データセンターキャンパス(*10)の2期棟の建設を決定いたしました。国際事業では、ASEANビジネスの中核となるシンガポールの現地有力システムインテグレーターであるPTC SYSTEM (S) PTE LTD (以下、「PTC」という。)を買収にて完全子会社化し事業遂行いたしました。新規事業分野におきまして、持分法適用関連会社(株)ディーカレットホールディングス(*11)にて、デジタル通貨フォーラム(*12)でのホワイトペーパー(*13)の公表や有力企業群との実証実験を推進し、立ち上がりつつあるデジタル通貨事業(*14)の更なる推進に向け、暗号資産事業の譲渡(*15)と体制強化を図りました。今後の事業成長に必要な人員強化につきましては、継続した新卒採用及び育成を軸としており、当期の新卒採用178名に中途採用及びシンガポールでの買収による追加もあり、連結従業員数は前年同期末比342名増の4,147名となりました。

当連結会計年度の業績につきまして、総売上高は、前年同期比6.3%増の226,335百万円(前年同期213,002百万円)となりました。売上原価は前年同期比1.2%増の174,707百万円(前年同期172,720百万円)となり、売上総利益は前年同期比28.2%増の51,628百万円(前年同期40,282百万円)となりました。内訳といたしまして、ネットワークサービスの売上高は前年同期比1.1%増の128,213百万円(前年同期126,827百万円)(うち、モバイル関連サービスを除くネットワークサービスの売上高は前年同期比10.3%増の87,496百万円、モバイル関連サービスの売上高は前年同期比14.3%減の40,717百万円)、売上総利益は、法人向けネットワークサービスの想定以上の積み上げ、モバイル関連サービスに係る期初からの音声仕入れ単価の低下及び接続料(*16)の2020年度実績に基づく単価確定による原価戻り等があり、前年同期比31.1%増の35,618百万円(前年同期27,171百万円)となりました。システムインテグレーション(含む機器販売)の売上高は前年同期比14.5%増の95,338百万円(前年同期83,284百万円)、売上総利益は前年同期比23.6%増の14,942百万円(前年同期12,087百万円)となりました。そのうち、4月に子会社化したPTCの売上高は6,889百万円、売上総利益は765百万円でありました。ATM運営事業の売上高は、前年同期比3.7%減の2,784百万円(前年同期2,891百万円)、売上総利益は前年同期比4.2%増の1,068百万円(前年同期1,024百万円)となりました。販売管理費等(販売費及び一般管理費、その他の収益及びその他の費用の合計)は前年同期比7.9%増の28,081百万円(前年同期26,034百万円)となり、当連結会計年度における営業利益は前年同期比65.3%増の23,547百万円(前年同期14,248百万円)となりました。税引前利益は前年同期比72.2%増の24,162百万円(前年同期14,035百万円)となりました。(株)ディーカレットホールディングスの暗号資産事業譲渡に係る持分法損失の増加及びのれん相当額の減損がありましたが、ファンドに係る金融資産評価益等の増加が吸収しました。親会社の所有者に帰属する当期利益は前年同期比61.4%増の15,672百万円(前年同期9,712百万円)となりました。

文中に(*)を付した用語については、52～53頁に記載の用語解説をご参照下さい。

ネットワークサービス

ネットワークサービス売上高は、前年同期比1.1%増の128,213百万円(前年同期 126,827百万円)となりました。

このうち、法人向けインターネット接続サービスの売上高は、IPサービス(*17)及び法人IoT等用途向け法人モバイルサービス等が増加したものの、調達コスト低下に応じたIJモバイルMVNOプラットフォームサービス(*18)の減収影響があり、前年同期比6.0%減の37,911百万円(前年同期 40,347百万円)となりました。個人向けインターネット接続サービスの売上高は、個人向けモバイルサービスにおいて新サービスである「ギガプラン」による平均販売単価低下の影響等があり、前年同期比9.1%減の23,376百万円(前年同期 25,722百万円)となりました。アウトソーシングサービスの売上高は、セキュリティ関連サービス売上高の増加等があり、前年同期比13.5%増の40,523百万円(前年同期 35,710百万円)となりました。WANサービスの売上高は、前年同期比5.4%増の26,403百万円(前年同期 25,048百万円)となりました。

ネットワークサービスの売上原価は、前年同期比7.1%減の92,595百万円(前年同期 99,656百万円)となりました。インターネットバックボーンや設備及び人員に関連する原価は微増し、モバイル関連サービスに係る原価は、期初からの音声仕入れ単価の低下と第3四半期における(株)NTTドコモによる接続料の2020年度実績に基づく単価確定による原価戻りがありました。ネットワークサービスの売上総利益は、前年同期比31.1%増の35,618百万円(前年同期 27,171百万円)となり、ネットワークサービスの売上総利益率は27.8%(前年同期 21.4%)となりました。

文中に(*)を付した用語については、53頁に記載の用語解説をご参照下さい。

システムインテグレーション

システムインテグレーション(含む機器販売)の売上高は、前年同期比14.5%増の95,338百万円(前年同期83,284百万円)となりました。

システム構築及び機器販売による一時的な売上高は、前年同期比11.4%増の35,376百万円(前年同期31,767百万円)となりました。このうち、PTCに係る売上高は4,731百万円でありました。システム運用保守による継続的な売上高は、システム運用保守案件の継続積み上げ及びクラウド関連サービスの売上高増加等があり、前年同期比16.4%増の59,962百万円(前年同期 51,517百万円)となりました。このうち、PTCの売上高は2,159百万円でありました。

システムインテグレーション(含む機器販売)の売上原価は、外注関連費用、クラウド関連サービス売上高等の増加に伴うライセンス費用及び仕入の増加等があり、前年同期比12.9%増の80,396百万円(前年同期71,197百万円)となりました。このうち、PTCに係る売上原価は6,125百万円でありました。機器販売を含むシステムインテグレーションの売上総利益は、前年同期比23.6%増の14,942百万円(前年同期 12,087百万円)となり、売上総利益率は15.7%(前年同期 14.5%)となりました。

当連結会計年度のシステムインテグレーション(含む機器販売)の受注は、前年同期比12.4%増の101,476百万円(前年同期 90,314百万円)となりました。このうち、システム構築及び機器販売に関する受注は前年同期比18.6%増の38,660百万円(前年同期 32,590百万円)、システム運用保守に関する受注は前年同期比8.8%増の62,816百万円(前年同期 57,724百万円)でありました。

当連結会計年度末のシステムインテグレーション(含む機器販売)の受注残高は、前年同期末比15.7%増の72,792百万円(前年同期末 62,894百万円)となりました。このうち、システム構築及び機器販売に関する受注残高は前年同期末比49.5%増の12,451百万円(前年同期末 8,330百万円)、システム運用保守に関する受注残高は前年同期末比10.6%増の60,340百万円(前年同期末 54,564百万円)でありました。

ATM運営事業

ATM運営事業売上高は、前年同期比3.7%減の2,784百万円(前年同期 2,891百万円)となりました。

ATM運営事業売上原価は、前年同期比8.1%減の1,716百万円(前年同期 1,867百万円)となりました。ATM運営事業の売上総利益は、前年同期比4.2%増の1,068百万円(前年同期 1,024百万円)となり、売上総利益率は38.3%(前年同期 35.4%)となりました。

事業セグメント別

セグメント別では、当連結会計年度のネットワークサービス及びシステムインテグレーション(SI)事業の売上収益は、前年同期比6.4%増の223,678百万円(前年同期 210,278百万円)となり、営業利益は前年同期比68.4%増の22,799百万円(前年同期 13,541百万円)となりました。当連結会計年度のATM運営事業の売上収益は、前年同期比3.7%減の2,784百万円(前年同期 2,891百万円)となり、営業利益は前年同期比1.0%増の834百万円(前年同期 826百万円)となりました。

2022年3月期 新クラウドサービス 事業Topics 1 「IIJ GIO インフラストラクチャー P2 Gen.2」を提供開始

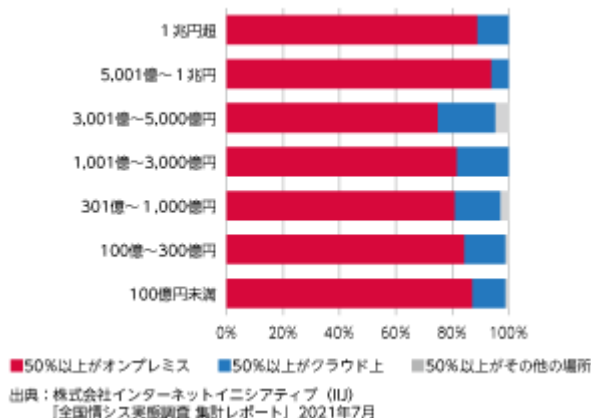
企業システムのフルクラウド化を促進するクラウドサービス

国内において、企業システムの5割以上をクラウド化している企業は、2割以下に留まっているとのことであり、未だ自社システムを運用するオンプレミス(*19)環境が企業システムの大半を占めている状況です。

2021年10月に提供を開始した「IIJ GIO インフラストラクチャー P2 Gen.2」は、パブリッククラウド(*20)の“手軽さ”とプライベートクラウド(*21)の“自由度”の両方のメリットを備えた新しいクラウドサービスです。企業のクラウド移行時の負担を軽減するため、各種移行ツールの充実や専任エンジニアによる移行サポートサービスの提供等により、企業システムのクラウド化を支援いたします。また、本サービスは、当社の各種ネットワークサービスとの連携により、マルチクラウド環境のハブとして機能いたします。レガシーな基幹システムのクラウド化を促進しつつ、既に企業で利用されているAWS(*22)等の他社パブリッククラウドとのハイブリッドでの利用を実現し、マルチクラウド需要への対応と拡張性の高い企業システム環境の構築に貢献いたします。

当社グループは、今後も企業のシステム需要に適合したサービスの開発・提供を継続することで、事業成長を図ってまいります。

年商規模別 サーバ稼働・配備場所 (オンプレミス or クラウド)



クラウド関連サービス全体イメージ



文中に(*)を付した用語については、53頁に記載の用語解説をご参照下さい。

2022年3月期 事業Topics 2

自社データセンターに関する取り組み

白井データセンターキャンパス（DCC）の2期棟増設を決定

白井DCCは、最新の省エネ技術を採用し、2019年5月に1期棟の稼働を開始いたしました。1期棟（約700ラック）は2022年度中に満床となる見込みであり、国内企業におけるICT利用拡大によるネットワークサービス等の需要に対応すべく、白井DCCを拡張し、2期棟を建設することといたしました。

（2022年7月着工、2023年7月運用開始予定）

新たに建設する2期棟は、1,100ラック規模のキャパシティを有し、ネットワークサービス等の事業伸長を支える設備の収容スペース拡張と顧客IT機器を預かるコロケーション(*23)需要に対応する予定です。太陽光発電設備を併設するなど、カーボンニュートラルへの取り組みも推進してまいります。



松江データセンターパーク（DCP）へ実質再生可能エネルギーを導入

松江DCPにおいて、2022年2月より実質再生可能エネルギー由来の電力(*24)を導入いたしました。当社グループは、インターネットやクラウドコンピューティングなどネットワーク社会を支える信頼性の高い、ネットワークサービスの提供により、社会活動の効率化と環境負荷低減へ貢献しておりますが、これらサービスの提供にあたり電力の利用は不可欠です。

当社グループは多くの電力が消費されるデータセンターにおいて、エネルギー効率の向上や再生可能エネルギーの導入を進め、温室効果ガスの削減に取り組んでまいります。



文中に(*)を付した用語については、53頁に記載の用語解説をご参照下さい。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資（リース取引額を含む。）は、主にネットワークサービス関連、クラウドコンピューティング関連サービスの機器取得及び白井データセンター建設等の投資があり、16,130百万円（前年同期15,151百万円）となりました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2021年4月1日付で、シンガポールにて主としてシステムインテグレーション事業を営むPTC SYSTEM (S) PTE LTDの全株式を取得し子会社化いたしました。

(8) 経営理念、中期計画、2023年3月期連結業績見通し、サステナビリティ及び対処すべき課題

①経営理念

当社グループの経営理念（存在意義・パーパス）は、以下の通りであります。

「インターネットイニシアティブ」との社名の通り、100年に一度の技術革新であろうインターネットの世界において、その技術革新をリードし、新たな利用形態を提案する画期的なサービス、プラットフォームの提供を通じて、ネットワーク社会の発展に貢献してまいります。

- ・ 技術革新によりネットワークインフラストラクチャーを発展させてまいります
インターネット技術のイニシアティブを取り続け、より高速化するネットワークとコンピューティングによって新たに創出する価値を通じて、デジタル社会の未来を切り拓いてまいります。
- ・ ネットワーク社会を支える仕組み（ITサービス）を提供してまいります
世の中の変化を捉え、その変化を先取りした高品質・高付加価値なITサービスを提供し続けることで、社会・個人によるネットワーク利用を支えてまいります。
- ・ 自己実現する職場の提供（多様な才能・価値観を有する人材が活躍できる場）
技術革新や社会貢献に積極果敢に挑戦する人材が集まり、誇りとやりがいをもって自律的に能力を発揮できる場を提供していきます。社員個人が現状に満足せず常に先の世界を考えることで社会発展に貢献し、世間からも評価されることで成長を実感できるような会社であることを目指してまいります。

②中期計画（2022年3月期～2024年3月期）

当連結会計年度は、3カ年中期計画の初年度にあたりますが、営業利益率の実績は10.4%と想定を超過し、中期計画最終年である2023年度の営業利益率目標値について、当初公表値9%超を2021年11月に10%超に修正し、更に2022年5月に11.5%へと修正いたしました。



※将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

③2023年3月期 連結業績見通し

売上収益(売上高)

▶ 2,500億円 (前期比 10.5%増)

営業利益

▶ 272億円 (前期比 15.5%増)

1株当たり配当金(年間)

▶ 58.5円 (前期比 10.5円増)

法人向けネットワークサービス売上高の継続伸長と粗利増加及びシステムインテグレーションの売上高増加基調の進展、持分法損益の改善等により、増収増益を見込んでおります。

当社は財務体質の強化及び中長期的な事業拡大並びに事業投資のための内部留保に配慮しつつ、継続的かつ安定的な配当による株主還元を行うことを基本方針としております。この基本方針に基づき、2023年3月期の1株当たり配当見通しは、中間配当29.25円、期末配当29.25円としております。

※将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

サステナビリティへの考え方

当社は国内初の本格的なインターネット接続事業者として、創業以来、日本のインターネットインフラストラクチャーを支えてまいりました。インターネットの世界において、技術革新をリードし事業展開をしていくことで、ネットワーク社会の発展に貢献するとの経営理念を掲げております。

近年、気候変動や資源・エネルギー問題、多様性や機会均等、少子高齢化、医療過疎、データプライバシー問題等の多岐にわたる環境・社会問題が顕在化しております。長期的視点でこれらの課題は、事業を取り巻く環境や要素として、事業に大いに関連していくものであり、これらの課題へ真摯に対応していくことが、当社グループの持続的な成長や長期的な企業価値向上につながるものと考えております。

インターネットの発展と普及により、我々の行動様式は、30年前のそれと比較すると、大きく変化してきたことに気付かされます。当社グループは、これまで日本のインターネットを支え続けてきたことによって、これらの社会や生活の生産性や効率の圧倒的な向上に、間接的に貢献してきたものと自負しております。今後もこれを継続し、また、クラウドコンピューティングやIoTのような技術や新たな活用を牽引していくことによって、社会全体の効率向上に寄与してまいります。一方、これらの提供にあたり、電力の利用増加は不可欠です。当社グループは、多くの電力が消費されるデータセンターでの温室効果ガス削減に向けて、再生可能エネルギー利用及びエネルギー効率向上に関する目標を定めてまいります。

当社グループの重要課題の特定

SDGsをはじめとした社会課題に対するICT産業への要請・期待の大きさと、社会課題に対する当社グループのポジティブ・ネガティブインパクトの大きさの2つの視点から、3つの重要課題とそれに紐づく8つの取り組みテーマを特定しました。

今後はこの重要課題に優先的に取り組み、進捗や成果についての情報開示を行っていきます。



技術革新によりネットワーク
インフラの進化を牽引し、
様々な社会課題の解決に貢献



取り組みテーマ

イノベーションの創出

より良いネットワーク社会を実現する技術革新を創出し続け、新たな価値と利用形態を提案。

事業を通じた社会課題の解決

労働人口、経済生産性、健康と福祉など、社会課題解決に役立つインターネットサービスを提供。

気候変動への対応

データセンターなどでの省エネと再エネ活用、人モノの移動削減・省資源などインターネットサービスによる環境貢献を推進。

TCFDの枠組みに基づく情報開示は
本年6月末に開示予定



社会インフラを支える、
安全で強靱なインターネット
サービスの提供



取り組みテーマ

セキュリティとプライバシー保護

すべての利用者のプライバシーとセキュリティが、「あたりまえ」に守られている世界を目指す。

ネットワークの強靱化

産業、教育、暮らしの基盤として、自然災害や事故、サイバー攻撃に負けない、強靱なバックボーン・ネットワークの構築と運用。



多様な才能と価値観を持つ
人材が活躍し、積極果敢に
挑戦できる場の提供



取り組みテーマ

ダイバーシティ・ワークライフバランスの推進

性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、すべての従業員の価値観が尊重され、能力を発揮できる職場環境の提供。

人材の育成

従業員の自己実現や学習意欲、社会貢献のモチベーションを最大限尊重し、支援する風土の維持・発展。

労働安全衛生・人権尊重の推進

従業員の心と体の健康を守りながら、安心して働くことができる職場環境の提供。

重要課題と貢献するSDGs

重要課題



技術革新により
ネットワークインフラの進化を牽引し、
様々な社会課題の解決に貢献

関連するSDGsのターゲット



3.8
ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ
への貢献



7.2、7.3
再生可能エネルギーの普及とエネ
ルギー効率の向上



8.2、8.4、8.10
資源利用の抑制と金融へのアクセ
ス拡大を含む経済成長の両立



9.5
オープンイノベーションの拡大



13.1
気候変動による災害等に対する適
応力を強化



社会インフラを支える、
安全で強靱な
インターネットサービスの提供



9.1
持続可能で強靱な地域・越境イン
フラ開発



11.a、11.b
都市部と農村部間の連携の強化と
災害時リスク管理体制の支援



16全体
平和で包摂的な社会の推進



多様な才能と価値観を持つ人材が
活躍し、積極果敢に挑戦できる
場の提供



4.4
技術的なスキルの向上



5.b
女性のエンパワーメント促進への
ICT技術活用



8.5
雇用平等と労働環境良化の推進

⑤対処すべき課題

近年の当社グループの業績は、日本における企業や官公庁等のICT利活用の進展に沿い、増収に併せた利益の向上が進展しております。経済活動におけるICT利活用の流れは今後もますます進展していくと想定しており、経営理念の継続した充足のためにも、信頼性及び付加価値の高いネットワークやシステムとのサービスを、需要に合致する態様で創出し提供していくことが、重要であると考えております。そのためには、優秀な人材の一層の獲得と育成が非常に重要であり、事業の成長に沿いながら、人的資本の一層の拡充を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

(米国会計基準)

(単位：千円)

	第27期 2019年3月期
売上高	192,332,340
営業利益	6,208,392
当社株主に帰属する当期純利益	2,715,179
基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益	60円24銭
総資産	166,851,638
当社株主に帰属する資本	75,404,315
1株当たり当社株主に帰属する資本	1,673円03銭

(国際財務報告基準)

(単位：千円)

	第27期 2019年3月期	第28期 2020年3月期	第29期 2021年3月期	第30期 (当連結会計年度) 2022年3月期
売上収益	192,430,185	204,473,515	213,001,880	226,335,377
営業利益	6,022,987	8,225,172	14,247,723	23,547,083
親会社の所有者に帰属する当期利益	3,520,566	4,006,773	9,711,559	15,672,105
基本的1株当たり当期利益	78円11銭	88円88銭	107円67銭	173円56銭
総資産	167,289,196	206,524,060	220,777,269	231,805,076
親会社の所有者に帰属する持分	76,271,438	79,075,589	89,956,379	103,528,120
1株当たり親会社所有者帰属持分	1,692円27銭	1,753円97銭	997円24銭	1,146円32銭

- (注) 1. 第28期事業報告から連結計算書類を国際財務報告基準 (IFRS) に基づき作成しております。本書の連結業績値もIFRSに基づき記載しております。
2. 第27期の事業報告における連結計算書類については、米国会計基準に基づき作成しております。
3. 基本的1株当たり当期純利益及び基本的1株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益は、各期の期中平均流通株式数に基づき算出しております。
4. 1株当たり当社株主に帰属する資本及び1株当たり親会社所有者帰属持分は、各期末時点の流通株式数に基づき算出しております。
5. 当社は、2021年1月1日付で、1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第29期の基本的1株当たり当期利益及び1株当たり親会社所有者帰属持分は、期首に株式分割が行われたものとして計算しております。また、第27期及び第28期の基本的1株当たり当期利益及び1株当たり親会社所有者帰属持分については、遡及修正は行っておりません。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社IJイノベーション インスティテュート	75,000千円	100.0%	インターネット関連技術開発等
株式会社IJエンジニアリング	400,000千円	100.0%	ネットワークシステムの運用監視、カスタマーサポート、コールセンター等
株式会社IJグローバル ソリューションズ	490,000千円	100.0%	ネットワークサービス及びシステムインテグレーションの提供等
株式会社IJプロテック	10,000千円	100.0%	システム開発、運用及びサービスサポート等に係わる人材供給及び役務提供等
株式会社トラストネットワークス	100,000千円	79.5%	銀行ATMサービスの提供等
ネットチャート株式会社	55,000千円	100.0%	ネットワーク構築、運用保守及びネットワーク関連機器の販売等
IJ America Inc.	2,180千USD	100.0%	米国でのネットワークサービス及びシステムインテグレーションの提供等
IJ Europe Limited	143千GBP	100.0%	欧州でのネットワークサービス及びシステムインテグレーションの提供等
IJ Global Solutions Singapore Pte. Ltd.	6,415千SGD	(49.6%) 100.0%	シンガポールでのネットワークサービス及びシステムインテグレーションの提供等
PTC SYSTEM (S) PTE LTD	2,000千SGD	100.0%	シンガポールでのシステムインテグレーションの提供等
艾杰（上海）通信技術有限公司	10,630千USD	(100.0%) 100.0%	中国でのネットワークサービス及びシステムインテグレーションの提供等

- (注) 1. 出資比率の上段（ ）内は間接所有割合（内数）を示しております。
2. 当社は、2022年4月1日付にて、完全子会社の株式会社IJイノベーションインスティテュートを吸収合併いたしました。

当連結会計年度の連結対象子会社は17社、持分法適用関連会社は8社であります。

- ② 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

ネットワークサービス、システムインテグレーション、ATM運営事業

(12) 企業集団の主要拠点等

会社名	事業所名	所在地
当社	本社	東京都千代田区
	支社	大阪市、名古屋市、福岡市
	支店	札幌市、仙台市、富山市、広島市、横浜市、那覇市
	営業所	新潟市、豊田市
株式会社IJイノベーションインスティテュート	本社	東京都千代田区
株式会社IJエンジニアリング	本社	東京都千代田区
株式会社IJグローバルソリューションズ	本社	東京都千代田区
	事業所	大阪市、札幌市、名古屋市、福岡市
株式会社IJプロテック	本社	東京都千代田区
株式会社トラストネットワークス	本社	東京都千代田区
ネットチャート株式会社	本社	横浜市
IJ America Inc.	本社	米国 カリフォルニア州
IJ Europe Limited	本社	英国 ロンドン
IJ Global Solutions Singapore Pte. Ltd.	本社	シンガポール
PTC SYSTEM (S) PTE LTD	本社	シンガポール
艾杰（上海）通信技術有限公司	本社	中国 上海

(13) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
4,147名	342名増

(注) 職員、契約社員を従業員数として示しております。受入出向社員は含んでおりません。

(14) 主要な借入先及び借入額の状況

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	6,990,000千円
株式会社みずほ銀行	6,990,000千円
株式会社三井住友銀行	6,990,000千円
三井住友信託銀行株式会社	700,000千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 151,040,000株
 (2) 発行済株式の総数 93,534,800株 (自己株式3,221,667株を含む)
 (3) 当期末株主数 8,993名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数	持株比率
日本電信電話株式会社	20,190,000株	22.4%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	8,804,700株	9.7%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	5,254,700株	5.8%
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	4,080,000株	4.5%
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社	3,904,000株	4.3%
鈴木 幸一	3,691,322株	4.1%
第一生命保険株式会社	2,546,000株	2.8%
株式会社KS Holdings	1,620,000株	1.8%
株式会社三菱UFJ銀行	1,372,000株	1.5%
損害保険ジャパン株式会社	1,300,000株	1.4%

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式総数から自己株式数を控除して計算しております。
 2. 株式会社KS Holdingsは、当社代表取締役会長である鈴木幸一氏がその株式を間接的に100%保有する資産管理会社であり、当社株式に係る同氏の共同保有者であります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

2021年3月期の業績賞与としての譲渡制限株式の割当てによるものです。当該譲渡制限株式は、2020年6月24日開催の定時株主総会決議により導入が確定したものであります。当該定時株主総会終結時点の取締役及び監査役員の員数は各々13名及び4名です。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く。)	22,687株	7名
社外取締役	－株	－名
監査役	－株	－名

[譲渡制限付株式報酬の概要]

- ・支給時期及び配分：各事業年度末月或いは終了後、各取締役の支給を決定し、割り当てる。
- ・上限：年80,000株以内（2021年1月1日付の株式分割調整後）
- ・払込金額：1株当たりの払込金額は取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で取締役会が決定する。
- ・譲渡制限：譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた普通株式（以下「本割当株式」という。）の払込期日から取締役会が予め定める地位を退任するまでの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式の譲渡、担保権の設定その他の処分はできない。
- ・譲渡制限の解除：譲渡制限期間中に継続して取締役会が予め定める地位にあったことを条件に、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。但し、譲渡制限期間中又は譲渡制限期間満了時に当社が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、譲渡制限付株式割当契約で定める一定の事由に該当した場合は、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。
- ・組織再編等における取扱い：上記にかかわらず、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合は、取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日に先立ち譲渡制限を解除する。
- ・その他の事項：譲渡制限付株式に関するその他の事項は、取締役会で決定する。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

	新株予約権の 割当日	新株予約権の 個数	目的となる 株式の種類 及び数	発行価額 [新株予約権 1個当たり]	行使価額 [株式 1株当たり]	行使期間
第1回 新株予約権	2011年 7月14日	66個	普通株式 26,400株	259,344円	1円	2011年 7月15日から 2041年 7月14日まで
第2回 新株予約権	2012年 7月13日	70個	普通株式 28,000株	318,562円	1円	2012年 7月14日から 2042年 7月13日まで
第3回 新株予約権	2013年 7月11日	60個	普通株式 24,000株	647,000円	1円	2013年 7月12日から 2043年 7月11日まで
第4回 新株予約権	2014年 7月10日	87個	普通株式 34,800株	422,600円	1円	2014年 7月11日から 2044年 7月10日まで
第5回 新株予約権	2015年 7月13日	117個	普通株式 46,800株	369,200円	1円	2015年 7月14日から 2045年 7月13日まで
第6回 新株予約権	2016年 7月11日	126個	普通株式 50,400株	360,000円	1円	2016年 7月12日から 2046年 7月11日まで
第7回 新株予約権	2017年 7月14日	137個	普通株式 54,800株	337,200円	1円	2017年 7月15日から 2047年 7月14日まで
第8回 新株予約権	2018年 7月13日	137個	普通株式 54,800株	347,600円	1円	2018年 7月14日から 2048年 7月13日まで
第9回 新株予約権	2019年 7月12日	145個	普通株式 58,000株	354,600円	1円	2019年 7月13日から 2049年 7月12日まで
第10回 新株予約権	2020年 7月10日	93個	普通株式 37,200株	643,400円	1円	2020年 7月11日から 2050年 7月10日まで
第11回 新株予約権	2021年 7月15日	70個	普通株式 28,000株	1,258,400円	1円	2021年 7月16日から 2051年 7月15日まで

- (注) 1. 新株予約権者である当社の取締役及び執行役員は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して10日以内に限り、新株予約権を行使できません。
2. 2012年10月1日付で、普通株式1株を200株に株式分割いたしました。また、2021年1月1日付で、普通株式1株を2株に分割いたしました。そのため、第1回新株予約権及び第2回新株予約権の目的である株式の数は、新株予約権1個当たり1株から400株、第3～10回新株予約権の目的である株式数は、新株予約権1個当たり200株から400株へと調整されております。

(1) 当事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	新株予約権の個数	目的となる株式の種類及び数	保有人数及び個数
第1回新株予約権	54個	普通株式 21,600株	取締役 3名 54個
第2回新株予約権	50個	普通株式 20,000株	取締役 4名 50個
第3回新株予約権	48個	普通株式 19,200株	取締役 5名 48個
第4回新株予約権	71個	普通株式 28,400株	取締役 5名 71個
第5回新株予約権	89個	普通株式 35,600株	取締役 6名 89個
第6回新株予約権	93個	普通株式 37,200株	取締役 6名 93個
第7回新株予約権	103個	普通株式 41,200株	取締役 6名 103個
第8回新株予約権	100個	普通株式 40,000株	取締役 6名 100個
第9回新株予約権	99個	普通株式 39,600株	取締役 6名 99個
第10回新株予約権	61個	普通株式 24,400株	取締役 7名 61個
第11回新株予約権	41個	普通株式 16,400株	取締役 8名 41個

- (注) 1. 上記新株予約権は取締役退職慰労金制度を廃止したことに伴い、職務執行の対価として発行しております。
 2. 当事業年度の末日において、当社の非常勤取締役、社外取締役及び監査役が有する当社の新株予約権等はありません。
 3. 2012年10月1日付で、普通株式1株を200株に株式分割いたしました。また、2021年1月1日付で、普通株式1株を2株に分割いたしました。そのため、第1回新株予約権及び第2回新株予約権の目的である株式の数は、新株予約権1個当たり1株から400株、第3～10回新株予約権の目的である株式数は、新株予約権1個当たり200株から400株へと調整されております。

(2) 当事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

	新株予約権の個数	目的となる株式の種類及び数	交付人数及び個数
第11回新株予約権	29個	普通株式 11,600株	執行役員 15名 29個

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	鈴木 幸一	Co-CEO ≪重要な兼職の状況≫ 株式会社IJエンジニアリング 代表取締役会長 IJ America Inc. Chairman of the Board インターネットマルチフィード株式会社 代表取締役社長 JOCDN株式会社 代表取締役会長
代表取締役社長	勝 栄二郎	Co-CEO COO
取締役副社長	村 林 聡	全体統括補佐、データガバナンス会議議長 ≪重要な兼職の状況≫ 株式会社ディーカレットホールディングス 代表取締役会長
専務取締役	北 村 公一	ビジネスユニット長
専務取締役	渡 井 昭久	CFO 財務本部長
常務取締役	川 島 忠司	ビジネスユニット長補佐 中日本事業部長
常務取締役	島 上 純一	CTO テクノロジーユニット長
常務取締役	米 山 直志	CIO 経営企画本部長
取締役	小 田 晋吾	
取締役	塚 本 隆史	
取締役	佃 和夫	
取締役	岩 間 陽一郎	日興アセットマネジメント(株) 社外取締役兼取締役会議長

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常 勤 監 査 役	大 平 和 宏	
常 勤 監 査 役	田 中 正 子	
監 査 役	道 下 崇	弁護士 西村あさひ法律事務所 パートナー
監 査 役	内 山 晃 一	アイサン・アドバイザー合同会社 代表社員

- (注) 1. 担当及び重要な兼職の状況については、2022年3月31日現在で記載しております。
2. 取締役及び監査役の異動は次のとおりです。
- 就 任 2021年6月29日付
- 取 締 役 村林 聡
取 締 役 北村 公一
取 締 役 岩間 陽一郎
- 退 任 2021年6月29日付
- 取 締 役 菊池 武志
取 締 役 岩澤 利典
取 締 役 岡村 正 忍
取 締 役 海野 忍
3. 取締役の小田晋吾、塚本隆史、佃和夫及び岩間陽一郎は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役の大平和宏、道下崇及び内山晃一は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 社外取締役の小田晋吾、塚本隆史、佃和夫及び岩間陽一郎、社外監査役の大平和宏、道下崇及び内山晃一は、金融商品取引所の定めに基づく、独立役員であります。
6. 監査役の内山晃一は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 重要な兼職先である法人等と当社との関係
社外取締役及び社外監査役各氏の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

(2) 執行役員の状況 (2022年4月1日現在)

氏名	役位	担当
飛田昌良	常務執行役員	管理本部長
鱒坂慎	常務執行役員	サービス企画推進本部長
山井美和	常務執行役員	基盤エンジニアリング本部長
丸山孝一	常務執行役員	グローバル事業本部長
立久井正和	常務執行役員	IoTビジネス事業部所管
沖田誠司	常務執行役員	プロフェッショナルサービス部門所管
江坂忠晴	常務執行役員	IoTビジネス事業部副担当役員
墨矢亮	常務執行役員	コンプライアンス部長
川又正実	執行役員	経理部長
大西丈則	執行役員	地方拠点・第一事業部所管
井手隆裕	執行役員	第二事業部長
矢吹重雄	執行役員	MVNO事業部長
荒木健	執行役員	金融システム事業部長
染谷直	執行役員	クラウド本部長
城之内肇	執行役員	ネットワーク本部長
日山孝彦	執行役員	財務本部 副本部長
川上かをり	執行役員	サステナビリティ委員会 事務局長

(注) 日山孝彦及び川上かをりは、2022年4月1日付で執行役員に就任いたしました。

(3) 補償契約の内容の概要
該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役、監査役、執行役員及びその他の会社法上の重要な使用人を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用などの損害を当該保険契約により補填することとされています。但し、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因して生じた損害は補填されないなど一定の免責事由を定めることや、補填金額の上限額を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。また、保険料総額は当社が90%相当額を負担し、残額を各被保険者がその職位に応じて最大1.5%の範囲内で負担しております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

指名報酬委員会に対して取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）の原案を諮問した上で、2021年2月4日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

イ. 決定方針の内容の概要

当社の常勤取締役の報酬は、中長期での継続した業績及び企業価値向上への貢献意欲や士気の維持及び向上を企図し、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責に応じた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本となる固定報酬（金銭報酬）、業績連動報酬（譲渡制限付株式報酬）及び非金銭報酬（株式報酬型ストックオプション）により構成しております。また、監督機能を担う非常勤取締役及び社外取締役については、その職責に鑑み、基本となる固定報酬（金銭報酬）のみを支払うこととしております。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

[取締役(社外取締役除く。)の報酬割合イメージ]

業績連動報酬 支給なしの場合	固定報酬 86～92%	非金銭報酬等 (概ね1～2カ月) 8～14%	
業績連動報酬 支給ありの場合	固定報酬 67～71%	非金銭報酬等 (概ね1～2カ月) 6～11%	業績連動報酬等 (概ね0～4カ月) 22～24%

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- ・2008年6月27日開催の第16回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額5億円以内、監査役の報酬限度額を年額1億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役及び監査役の員数は各々14名及び4名です。
- ・2011年6月28日開催の第19回定時株主総会において、上記報酬額の報酬枠内で当社取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除きます。）に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名です。
- ・2020年6月24日開催の第28回定時株主総会において、上記報酬額の報酬枠内で当社取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除きます。）に譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は13名です。
- ・2021年6月29日開催の第29回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額6億円以内(うち社外取締役は年額5,000万円以内)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役(代表取締役会長 鈴木幸一及び代表取締役社長 勝米二郎)がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各常勤取締役の基本報酬の額及び業績連動報酬の配分としております。当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、報酬案を立案した代表取締役は、指名報酬委員会に対して当該報酬案の原案を諮問した上で、個人別の報酬額を決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。なお、代表取締役に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等 (株式報酬)	非金銭報酬等	
取締役	449,331	329,670	70,349	49,312	16
(うち社外取締役)	(24,300)	(24,300)	(-)	(-)	(6)
監査役	32,853	32,853	-	-	4
(うち社外監査役)	(17,749)	(17,749)	(-)	(-)	(3)

(注) 業績連動報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

当社は、業績連動報酬として、事業成長と企業価値向上に連関する指標として、連結売上高及び営業利益の前年度比率及び目標達成率を各係数で掛け合わせた判定指標を採択しており、各人毎の基本月額報酬の概ね0から4カ月分の規模で、譲渡制限付株式と引換えにする払込みに充てるための金銭報酬債権を割り当てております。

当事業年度を含む連結売上高及び営業利益の推移は「1. 企業集団の現況に関する事項 (9) 財産及び損益の状況の推移」及び譲渡制限付株式報酬の概要及び交付状況は「2. 会社の株式に関する事項 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」のとおりです。

⑥ 非金銭報酬等の内容

取締役退職慰労金廃止に伴う代替として、各人毎の基本月額報酬の役位による概ね1から2カ月分の規模の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てる。

当該非金銭報酬の内容及び交付状況は「3. 会社の新株予約権等に関する事項」のとおりです。

また、譲渡制限付株式報酬の概要及び交付状況は「2. 会社の株式に関する事項 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」のとおりです。なお、上記④取締役及び監査役の報酬等の総額等における当該報酬等は、業績連動報酬等に含まれております。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等における業務執行取締役、社外役員等の状況
前記(1)取締役及び監査役の氏名等をご参照下さい。
- ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	当社での主な活動状況
取締役	小田 晋吾	当事業年度開催の取締役会に12回中11回出席し、経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当社の取締役の指名と報酬などを協議する指名報酬委員会の委員を務め、当事業年度開催の指名報酬委員会に2回中2回出席し、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を取締役の指名や報酬に反映させるなど、経営の監督に重要な役割を果たしております。
	塚本 隆史	当事業年度開催の取締役会に12回中11回出席し、経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当社の取締役の指名と報酬などを協議する指名報酬委員会の委員を務め、当事業年度開催の指名報酬委員会に2回中1回出席し、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を取締役の指名や報酬に反映させるなど、経営の監督に重要な役割を果たしております。
	佃 和夫	当事業年度開催の取締役会に12回中12回出席し、経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当社の取締役の指名と報酬などを協議する指名報酬委員会の委員を務め、当事業年度開催の指名報酬委員会に2回中2回出席し、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を取締役の指名や報酬に反映させるなど、経営の監督に重要な役割を果たしております。
	岩間 陽一郎	2021年6月の就任後開催の取締役会に10回中10回出席し、経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当社の取締役の指名と報酬などを協議する指名報酬委員会の委員を務め、2021年6月の就任後開催の指名報酬委員会に1回中1回出席し、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を取締役の指名や報酬に反映させるなど、経営の監督に重要な役割を果たしております。
監査役	大平 和宏	当事業年度開催の取締役会12回中12回出席し、経営管理と内部統制に対する能力を発揮し、議案審議等への適切な監視を行っております。また、当事業年度開催の監査役会に12回中12回出席し、監査結果についての意見交換及び監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	道下 崇	当事業年度開催の取締役会に12回中12回出席し、弁護士としての長年の経験及び法律に関する専門知識に基づき、議案審議等への適切な監視を行っております。また、当事業年度開催の監査役会に12回中12回出席し、監査結果についての意見交換及び監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	内山 晃一	当事業年度開催の取締役会に12回中12回出席し、公認会計士としての長年の経験及び財務に関する専門知識に基づき、議案審議等への適切な監視を行っております。また、当事業年度開催の監査役会に12回中12回に出席し、監査結果についての意見交換及び監査に関する重要事項の協議等を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員（常勤監査役大平和宏を除く。）と会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、社外役員は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円又は会社法第427条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うこととしております。

④ 子会社から受けている報酬等の総額

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額	84,240千円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	94,240千円

- (注) 1. 上記①の報酬等の額には、会社法監査、金融商品取引法監査・四半期レビュー及び金融商品取引法に基づく内部統制監査に関する報酬が含まれます。
当社と監査法人との監査契約において、それぞれを区分しておりませんので、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積の算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の一部の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の会計監査人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の能力、組織及び体制（審査の体制を含む）、監査の遂行状況及びその品質管理、独立性等を総合的に勘案し、これらが不十分であると判断した場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出することを検討いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合、会社法・公認会計士法等の法令に違反や抵触した場合、公序良俗に反する行為があったと判断した場合には、会計監査人の解任を検討いたします。

6. コーポレートガバナンスに関する事項

(1) 基本的な考え方

当社は、社会インフラとして必須となったインターネットを支え運営するという使命を全うし、かつ企業価値を継続的に高めていくために、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実が重要であると認識しております。当社は、株主、ユーザ、取引先、従業員、インターネットネットワーク全体の利用者など、幅広いステークホルダーへの社会的責任を負っており、当社の社会的な影響力の大きさを鑑み、多様なステークホルダーの理解を得るための活動に努める必要があると考えております。

当社の取締役会は社外取締役4名を含む12名で、監査役会は社外監査役3名を含む4名で構成されております。また、内部監査を担当する機関として内部監査室を設置しており、内部監査室は室長以下5名で構成されております。当社は、経営における意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離しコーポレート・ガバナンスの強化を図ると共に、迅速かつ効率的な業務執行を推進する目的で執行役員制度を採用しております。

業務執行につきましては、定時（毎月）及び臨時取締役会の開催、業務執行取締役及び執行役員等による経営会議の開催及び事業・プロジェクト・子会社毎等の事業進捗のフォローと対応指示等により、業務執行状況の監視・監督が行われております。経営監視及び業務監査につきましては、定時（毎月）及び臨時監査役会の開催、監査役会における財務専門家・法律専門家の設置、子会社・海外含めた継続的な監査役監査・内部監査の実施、内部通報制度の運営等を行っております。当社及び当社子会社の取締役及び従業員の業務活動は、倫理規程、内部統制基本規程他に基づき統制されております。

(2) 独立性基準

当社は、会社法に定める社外役員の要件及び株式会社東京証券取引所が定める基準に加え、社外役員に対する独立性要件を定めた「独立性基準」を制定し、それらに基づき独立社外役員を選定しております。なお、当社の「独立性基準」は下記の通りです。

次の各号のいずれにも該当する者ではないこと。

- ① 当社の総議決権の10%以上の議決権を保有する大株主又はそれが法人・団体等である場合はその業務執行者
- ② 当社もしくはその子会社の主要な取引先又は当社もしくはその子会社を主要な取引先とする法人・団体等の業務執行者
- ③ 当社が多額の借入れをしている金融機関の業務執行者
- ④ 当社もしくはその子会社のコンサルタント、会計専門家又は法律専門家等として、役員報酬以外に多額の報酬その他財産上の利益を受け取っている者又はそれが法人・団体等である場合、当該法人・団体等に所属する者
- ⑤ 当社又はその子会社から多額の寄付等を受けている法人・団体等の業務執行者
- ⑥ 上記①から⑤のいずれかに該当する法人・団体等において、過去3年間に業務執行者であった者
- ⑦ 以下に該当する者の配偶者又は二親等内の親族
 - ・ 上記①から⑤のいずれかに該当する者
 - ・ 当社の子会社の取締役および業務執行者
- ⑧ その他当社が総合的に勘案して、独立性に欠けると判断し得る者

本株主総会にて第3号議案が原案どおり承認可決された後の当社の独立社外取締役の人数は5名で、取締役の総人数に対して、3分の1以上の構成比率です。

(3) 取締役会の実効性に関する評価

取締役会の実効性について、取締役及び監査役を対象とした「取締役会の実効性に関する評価のためのアンケート」を2015年度から年次で実施し、その内容を整理、分析のうえ取締役会に報告しております。評価結果により、必要に応じて取締役会の実効性の改善を行うフローとしております。2021年度における取締役会運営に関しましては、独立役員を含め取締役会の体制は整備され、取締役会における議論及び判断のための情報は十分に提供され、各取締役が取締役会において多角的に発言し、取締役会の開催頻度及び当日運営等も適切に設定され、実効性は有効に機能していると自己評価をしております。

(ご参考) 用語解説

1. ICT
Information and Communication Technologyの略。コンピュータによる情報通信に関するハードウェア、ソフトウェア、システム及びデータ通信等に関する技術の総称。
2. インターネットトラフィック
インターネットを通じて転送されるデータ流量のこと。
3. クラウドコンピューティング
コンピュータや記憶装置の機能や処理能力、ソフトウェア、データ等をインターネット経由で利用すること。
4. IoT
Internet of Thingsの略。モノのインターネットと言われ、これまでインターネットに接続されていなかった物体に通信機能を持たせることで、物体が情報通信を行うようになること。
5. モバイル関連サービス
IIJモバイルサービス（法人IoT用途向け直接提供及びIIJモバイルMVNOプラットフォームサービス）及びIIJmioモバイルサービス。
6. ギガプラン
当社が2021年4月1日より提供開始した、個人向けモバイルサービスの新料金プラン。
7. IIJ C-SOCサービス
専用の分析基盤を構築し、セキュリティオペレーションセンター(SOC)で24時間365日セキュリティ監視を行い、アラート通知やログ提供とともに、システムで起きている事象について、レポートを行うサービス。
8. マルチクラウド
Amazon Web ServicesやMicrosoft Azureなどの異なる事業者のクラウドサービスを複数併用すること。
9. IIJ GIOインフラストラクチャーP2 Gen.2
当社が2021年10月1日より提供開始した、プライベートクラウド及びパブリッククラウドの双方のメリットを有した、オンプレミスからの移行を容易にするクラウドサービス。
10. 白井データセンターキャンパス
自社所有データセンターとして2019年5月より千葉県白井市に開設したシステムモジュール型データセンター。
11. (株)ディーカレットホールディングス
2021年12月27日に(株)ディーカレットによる株式移転により設立された持株会社で、当社出資比率38.2%の持分法適用関連会社。
詳細は、プレスリリース「株式会社ディーカレットホールディングス設立および持株会社制への移行のお知らせ」(<https://www.decurret-dcp.com/pressrelease/pr-20211227-decurret-holdings.html>)をご参照。
12. デジタル通貨フォーラム
(株)ディーカレットホールディングスの子会社である(株)ディーカレットDCPが事務局として開催する、日本におけるデジタル通貨の実用性を検討する事を目的としたフォーラム。
13. ホワイトペーパー
デジタル通貨の発行及び決済方式等の現状、課題、対策及び展望等に関する情報をまとめた報告書。詳細は、プレスリリース「デジタル通貨フォーラムによるデジタル通貨ホワイトペーパーとプログレスレポートを公表」(<https://www.decurret-dcp.com/pressrelease/pr-20211124-forum-report3.html>)をご参照。
14. デジタル通貨事業
(株)ディーカレットDCPが推進し準備しているデジタル通貨の発行・決済等に利用されるプラットフォーム提供等の事業。
15. 暗号資産事業の譲渡
(株)ディーカレットホールディングスは、2022年2月1日に暗号資産交換事業子会社である(株)ディーカレットの全株式を暗号資産金融サービス事業者であるアンバー・グループ (Amber Group) の日本法人へ譲渡。
詳細は、プレスリリース「暗号資産事業子会社株式譲渡完了のお知らせ」(<https://www.decurret-dcp.com/pressrelease/pr-20220201-stock-transfer.html>)をご参照。

16. 接続料
NTTドコモ等と当社との間のモバイル設備の利用に係るデータ通信帯域に係る費用、Mbps当り単価のこと。
17. IPサービス
当社の提供する、フルスペックの法人向け専用線型インターネット接続サービス。
18. IJモバイルMVNOプラットフォームサービス
MVNO事業者へのモバイルサービスの構築・支援及び通信回線等の提供サービス。
19. オンプレミス
企業等が管理する設備内に自社のサーバやソフトウェア等の情報システムを配置し運用を行うこと。
20. パブリッククラウド
不特定多数のユーザーに提供するクラウドコンピューティングのこと。サーバやストレージ、ソフトウェア等のICTリソースをネットワーク経由でサービスとして提供する利用形態を指す。
21. プライベートクラウド
企業等が自社内で利用するために構築したクラウドコンピューティング環境のこと。
22. AWS
Amazon Web Servicesの略。Amazon Web Services, Inc.が提供しているクラウドコンピューティングサービスのこと。
23. コロケーション
データセンター内に顧客が所有するサーバやネットワーク機器などを設置するスペースを貸し出すこと。
24. 実質再生可能エネルギー由来の電力
電力会社の電源に環境価値証書を付加することで、実質的に再エネ100%かつCO₂排出量ゼロとみなされる電力のこと。

連結計算書類

連結財政状態計算書

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産		負債及び資本	
流動資産		負債	
現金及び現金同等物	47,390,527	流動負債	
営業債権	37,649,104	営業債務及びその他の債務	20,741,835
棚卸資産	2,608,348	借入金	16,370,000
前払費用	13,553,353	未払法人所得税	5,795,084
契約資産	1,870,396	契約負債	9,571,064
その他の金融資産	1,294,616	繰延収益	65,415
その他の流動資産	119,198	その他の金融負債	17,034,706
		その他の流動負債	7,199,450
流動資産合計	104,485,542	流動負債合計	76,777,554
非流動資産		非流動負債	
有形固定資産	17,845,557	借入金	5,500,000
使用権資産	44,874,062	退職給付に係る負債	4,394,707
のれん	9,479,464	引当金	786,273
無形資産	16,423,552	契約負債	7,428,629
持分法で会計処理されている投資	5,829,694	繰延収益	340,164
前払費用	10,452,179	繰延税金負債	640,624
契約資産	68,584	その他の金融負債	30,146,338
その他の投資	17,409,909	その他の非流動負債	1,169,990
繰延税金資産	182,641	非流動負債合計	50,406,725
その他の金融資産	4,244,549	負債合計	127,184,279
その他の非流動資産	509,343	資本	
		資本金	25,561,838
非流動資産合計	127,319,534	資本剰余金	36,518,235
資産合計	231,805,076	利益剰余金	37,023,749
		その他の資本の構成要素	6,275,222
		自己株式	△1,850,924
		親会社の所有者に帰属する持分合計	103,528,120
		非支配持分	1,092,677
		資本合計	104,620,797
		負債及び資本合計	231,805,076

連結損益計算書

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上収益	
ネットワークサービス売上高	128,212,839
システムインテグレーション売上高	95,338,864
ATM運営事業売上高	2,783,674
売上収益合計	226,335,377
売上原価	
ネットワークサービス売上原価	△92,594,448
システムインテグレーション売上原価	△80,396,387
ATM運営事業売上原価	△1,716,341
売上原価合計	△174,707,176
売上総利益	51,628,201
販売費及び一般管理費	△27,968,883
その他の収益	171,128
その他の費用	△283,363
営業利益	23,547,083
金融収益	3,506,147
金融費用	△556,074
持分法による投資損益	△2,334,956
税引前利益	24,162,200
法人所得税費用	△8,361,808
当期利益	15,800,392
当期利益の帰属	
親会社の所有者	15,672,105
非支配持分	128,287
当期利益	15,800,392

計算書類

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	82,714,587	【流動負債】	63,987,892
現金及び預金	33,483,736	買掛金	3,905,899
売掛金	31,241,463	短期借入金	14,870,000
リース投資資産	1,067,449	関係会社短期借入金	3,450,000
商品	320,865	1年以内返済予定長期借入金	1,500,000
仕掛品	572,791	未払金	11,736,612
貯蔵品	1,524,285	リース債務	6,422,693
前払費用	11,935,444	未払費用	634,906
未収入金	927,209	固定資産購入未払金	1,581,359
関係会社短期貸付金	10,320	未払法人税等	5,546,388
契約資産	1,710,964	未払消費税等	1,411,558
1年内回収予定の敷金保証金	2,241	預り金	123,456
その他流動資産	132,392	前受収益	9,735
貸倒引当金	△214,572	契約負債	12,730,066
		その他流動負債	65,220
【固定資産】	90,222,863	【固定負債】	21,025,112
(有形固定資産)	27,696,995	長期借入金	5,500,000
土地	2,055,099	長期前受収益	1,527
建物	1,492,109	長期未払金	449,203
建物附属設備	7,719,778	リース債務	10,086,736
構築物	1,801,835	資産除去債務	750,763
工具器具備品	10,545,759	退職給付引当金	3,752,857
リース資産	41,405,488	役員退職慰労引当金	198,950
建設仮勘定	1,987,228	繰延税金負債	285,076
減価償却累計額	△39,310,301		
(無形固定資産)	15,542,010	負債の部 合計	85,013,004
のれん	680,141	【株主資本】	81,457,809
顧客関係	584,273	(資本金)	23,022,616
電話加入権	2,241	(資本剰余金)	9,916,734
ソフトウェア	14,028,568	資本準備金	9,743,300
リース資産	246,787	その他資本剰余金	173,434
(投資その他の資産)	46,983,858	(利益剰余金)	50,358,007
投資有価証券	9,917,122	利益準備金	502,473
金銭の信託	4,547,375	その他利益剰余金	49,855,534
関係会社株式及び出資金	20,383,147	固定資産圧縮積立金	273,653
敷金保証金	3,237,160	繰越利益剰余金	49,581,881
長期前払費用	8,196,057	(自己株式)	△1,839,548
破産更生債権等	4,015	【評価・換算差額等】	5,991,942
関係会社長期貸付金	109,560	その他有価証券評価差額金	5,991,942
その他投資等	611,860	【新株予約権】	474,695
貸倒引当金	△22,438	新株予約権	474,695
		純資産の部 合計	87,924,446
資産の部 合計	172,937,450	負債及び純資産の部 合計	172,937,450

損 益 計 算 書

(自 2021年 4 月 1 日)
(至 2022年 3 月 31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
【売 上 高】		190,180,345
【売 上 原 価】		148,352,342
売上総利益		41,828,003
【販売費及び一般管理費】		22,906,808
営業利益		18,921,195
【営業外収益】		
受取利息	5,689	
受取配当金	1,512,025	
受取手数料	46,453	
受取ブランド使用料	3,313	
匿名組合投資利益	1,675,327	
為替差益	603,018	
貸倒引当金戻入益	6,921	
その他の営業外収益	48,630	3,901,376
【営業外費用】		
支払利息	332,058	
その他営業外費用	35,453	367,511
経常利益		22,455,060
【特別利益】		
関係会社株式売却益	774,133	774,133
【特別損失】		
固定資産除却損	137,538	
固定資産売却損	243	
関係会社株式評価損	4,964,886	
その他特別損失	200	5,102,867
税引前当期純利益		18,126,326
法人税・住民税及び事業税		6,649,029
法人税等調整額		△118,728
当期純利益		11,596,025

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社インターネットイニシアティブ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福 田 秀 敏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 本 佑 介

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社インターネットイニシアティブの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社インターネットイニシアティブ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社インターネットイニシアティブ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 福 田 秀 敏
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 松 本 佑 介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社インターネットイニシアティブの2021年4月1日から2022年3月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月26日

株式会社インターネットイニシアティブ 監査役会

常勤監査役 大 平 和 宏 ㊟

常勤監査役 田 中 正 子 ㊟

監 査 役 道 下 崇 ㊟

監 査 役 内 山 晃 一 ㊟

(注) 常勤監査役 大平 和宏、監査役 道下 崇及び監査役 内山 晃一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株式会社インターネットイニシアティブ定時株主総会 会場ご案内図

日時

2022年6月28日（火）
午前10時00分

会場

東京都千代田区九段北一丁目8番10号
住友不動産九段ビル
ベルサール九段 3Fホール



地下鉄東京メトロ半蔵門線
都営地下鉄新宿線
地下鉄東京メトロ東西線

「九段下駅」5番出口より徒歩5分

(注) 株主総会会場には駐車場はございませんので、あらかじめご了承ください。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。